

【市全体の方向性】（市民協働課より）

◎これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする。  
（区の実情に合わせる取組例）

- ・再任回数の上限を条例上撤廃（各区自治協議会の判断で独自の取扱いが可能）
- ・必須意見聴取の対象となる区所管施設について、「区民への影響を考慮」する規定の挿入

【中央区自治協議会の基本的方向性】

◎中央区自治協議会は、「中央区区ビジョンまちづくり計画」に基づき、区づくり、まちづくりを進めるために協議を行うほか、「地域」の意見を区へ提供する場である。

《中央区自治協議会全体の目指す役割》 …基本的方向性に沿う組織であるために

- ① 附属機関として諮問案件を審議し、区へ答申等を行う役割
- ② 地域の意見や課題を調整し区へ届けるとともに、区からの説明内容を選出母体へ届ける「橋渡し役」として、地域と区をつなぐ役割
- ③ 委員同士の意見交換（地域課題の共有）を通して、活用できる部分を各地域に還元する役割

《新しい委員構成》 …目指す役割を形にするために

●委員構成の変更

現行の委員構成			新しい委員構成		
		数			数
1号	区内22コミ協から各1名	23	新1号	区内22コミ協から各1名	22
2号	区内公共的団体から1名	9	新2号	区ビジョンの分野から各1名	9
3号	有識者	3	新3号	公募委員	2
4号	公募委員	2			
5号	その他市長が認める者	1			
計		38	計		33

※現行の委員構成のうち、1号委員において山潟地区から2名選出のため23名となっている。  
※改正条例（案）による委員資格区分の規定は以下のとおり

新1号：コミ協等選出者 新2号：公共的団体等選出者 新3号：その他区長が必要と認めたもの  
新1・2号は団体選出、新3号は個人選出。新1・2号の事務所所在地は区内、新3号も原則区内の住所とするが、新3号のうち、特に区長が認める場合に限り、市内まで可能となる。  
なお、新2号において団体としての選出が不可の場合などは、個人資格での選出を想定。

※新2号の「区ビジョンの分野」は現行の大分類を整理し、9分野（下記）を想定

- ① 商店街・産業
- ② 都市整備
- ③ 健康・福祉
- ④ 防災・防犯
- ⑤ 教育・協働
- ⑥ 生活環境
- ⑦ 自然環境
- ⑧ 地域文化
- ⑨ 景観形成

●新委員構成の編成理由

新1号：自治協は地域課題の解決を目指す場であり、コミ協が地域課題に精通している組織であることから、各コミ協から1名を選出する。  
新2号：公共的団体や有識者が持つ知見を地域課題の解決に役立ててもらいたく、その際、まちづくりの柱である「区ビジョン」に沿うことが効果的であることから、「区ビジョン」の分野から選出する。  
新3号：市全体の視点や区民の区政への参画機会のため、公募や区長推薦枠により選出する。

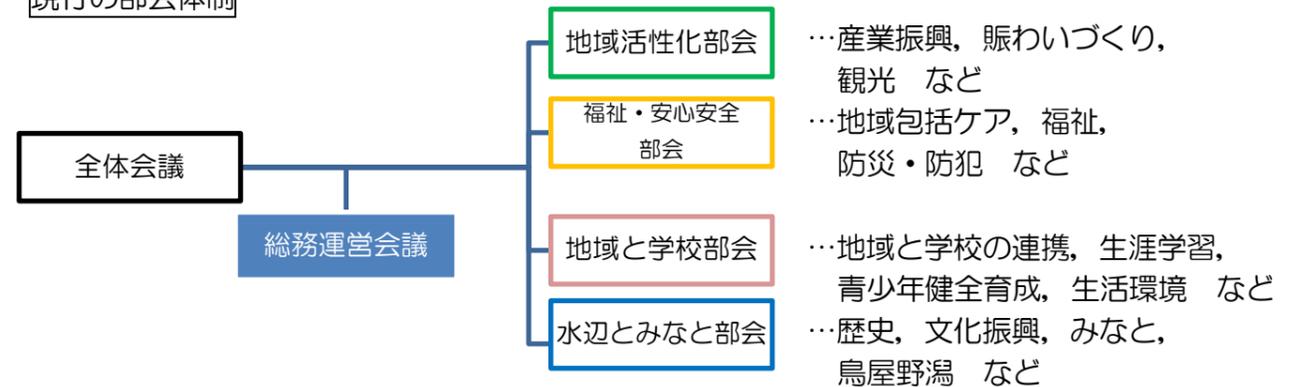
《部会を目指す役割》 …中央区自治協議会を支える活動であるために

- ① 特色ある区づくり予算のうち、区が主導で実施する「区役所企画事業」において、区から必要に応じて行われるヒアリングを通して、区に情報提供や助言を行う役割
  - ② 全体会議からの付託事項のほか、自発的に地域課題を探り、審議、検討を行う役割
- ※自治協委員が主体的に取り組む「自治協提案事業」は、地域課題の解決に必要な取組みや、区との連携に必要な取組みに用いていただく（自発的に検討した地域課題や付託された地域課題の深掘りのための調査、特定地域でのモデル実施等）。

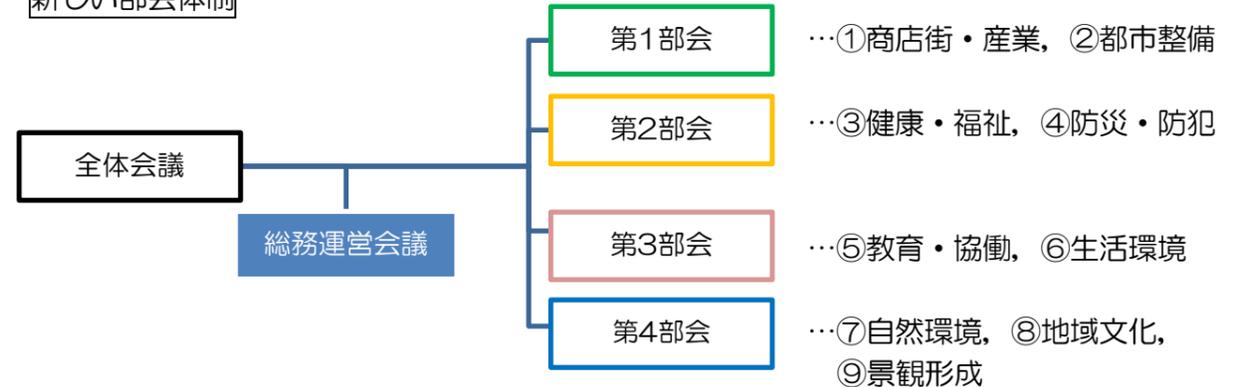
●部会構成の変更

- ・部会の名称は先入観をなくすために第1部会、第2部会とし、整理した9つの区ビジョンの分野を所管するものとする。

現行の部会体制



新しい部会体制



●新部会体制の留意点

- 部会は、「区ビジョン」の分野を所管し、全体会議からの付託事項（諮問や地域課題）について、掘り下げて審議する。
- 委員の部会選択について、新1号、新3号（公募）委員は希望制とするが、新2号委員は、知見を役立てるために選出分野を所管する部会に入ってください。
- 部会は、定例開催にせず、必要に応じて開催する。
- 所管分野が複数にまたがる案件等については、特別部会を設置して対応する。